



總理廳甲第二號

昭和二十二年五月三日

内閣官房長官

復員廳總裁殿

日本國憲法の施行に伴い総務廳が設置せられたので貴局（局）の事務處理と文書の取扱について、内閣官房主管のものを除き左記のように御承知せられたく命によつて通知します

記

一 主管事項中特に重要なるものは、すべて内閣總理大臣に上申し又は閣議の決定を請うこと

二 閣議の決定を請うものは、その旨を内閣總理大臣に上申すること

三 法律、政令の制定又は改廢を要するものは、内閣總理大臣の附議を



0739

として上申すること

三 又書處理の方法は概ね次のようにすること

(一) 内閣總理大臣、内閣官房長官又は総務廳へ宛てた書類はすべて總理廳官房總務課で收受しその其局（廳）で調査起案を要するものは、總務課からこれをその廳に同行する

(二) 主管事項について内閣總理大臣（又は内閣官房長官）の決裁を要するものは、すべて總理廳官房總務課に送付すること

(三) 内閣總理大臣又は総務廳名で外部に送付する書類は原則として總理廳官房總務課からこれを發する。その其局（廳）の起案に係るものは、發送後書類（原簿）はこれをその廳に同行する

(四) 内閣總理大臣又は内閣官房長官宛發送する公文書は、宛名人か直接開封しなければならぬもの外はすべて總理廳官房總務課に宛てて送付すること

(五) すべて書類には、その公文書の交渉主任者を欄外又は他の適當のところ附記すること

0740

雜法第九八條

復貸官署一般及び再誌課

前渡資金支納計算書の証書類の代用について

昭和三十三年六月十三日

第一復貸局経理部長

首題の件に関し會計検査院の承認を左の通り定められたから通牒す

左記

諸給英金を郵便振替貯金に引いて送金支拂をした場合は各人毎に支給内訳を記載した
去納官吏の支拂証書に郵便振替貯金受領票同振替票並に振替貯金拂込内訳
票を添付して計算証明規則第四條の証書に代用すことを得

留守宅渡金補給金で給英原法を備付け各人毎の支給を明瞭ならしめてあるものは支拂
証書に受領者の階級別人負金額を記載し所屬長官が給英原法と対照し正当に支拂
せよことを與書証印して前項の各人毎の支給内訳記載を省略すことを得

0741

復第四六號

第一復員官署一設

都道府縣民生部(局)長

陸軍軍人軍屬であつた者の死亡報告に就て

昭和二十二年六月九日

復員廳總裁官房長

陸軍軍人軍屬であつた者の戸籍法第百十九條による死亡報告は從來地方世話部長が取扱つて居つたが地方世話部の都道府縣廳への統合と共に其の事務は都道府縣廳で取扱はれる様四月二十五日復第三十號で通牒したか尙本件に就ては別紙第一の通司法省及内務省に照會し兩省から夫々別紙第二及第三の通り回答があつたから爲念通牒する

参考 世話課長

0742

経理事務次官

復讐官署一般及び各課

物品の取納証明について

昭和二十二年六月十三日

第一復讐局経理部長

前題の件に關し會計検査院より別紙宛の通り指定せられたるから承知せられたる、
別紙

検査四部

昭和二十二年六月五日

會計検査院長

荒井誠一郎



内閣総理大臣片山哲殿

貴省所屬の物品の取納の証明は左記のものを除く外、すべて計算証明規則
第五十六條によつて物品の取納計算報告書を以て代用し、その提出回数等は年

0743

山とし、提出期限は翌年度五月三十一日までに會計検査院に到達
指定したから、此を通知す。

入款

戦災復興費の工事用材料並に復員庁等三復員局の補給用物
船修理用物品

0748-2

別紙第一
一復第一〇四四號

陸軍軍人軍屬關係死亡報告に就て照會

昭和二十二年六月九日

復員廳總務官房長

殿

地方自治施行に伴ひ現在地方世話部で報告して居る戸籍法第百十九條に據る陸軍の軍人、軍屬關係死亡報告は都道府縣廳に於て其の事務を執るやうに致したいから照會する。

追て異存ない時は關係官署に通知せられたい。

尙右通知の寫を第一復員局に通報せられたい。

0744

照會先

内務省地方局

司法省民事局

0745

別紙第二

司法省 民事第三八一號
民事局

昭和二十二年五月七日

司法省民事局長 奥野健一

復員廳總裁官房長 殿

陸軍軍人軍尉の死亡報告について

客月二十五日附一紙第一〇四四號を以て御照會の件については、格別異
存なく、各司法事務局長に對して別紙の通り追達したから御了承願いた

50

0746

紙

司法省 民事局 民事甲第三八一號

昭和二十二年五月七日

司法省民事局長 奥野健一

各司法事務局長 宛

陸軍軍人軍属の死亡報告に関する件

このたび復員廳總裁官房長より地方自治法施行後の陸軍軍人軍属の死亡報告について、別紙甲號のようを照會があり、別紙乙號の通り回答したからこの旨貴管下各市區町村長に徹底方を取り計らはれたい。右通する。

0747

別紙第三

内務省地邊乙第三四〇號

昭和二十二年六月一日

内務省 地方局長

復員廳總裁官房長 殿

陸軍軍人軍屬關係死亡報告について

四月二十五日附一復第一〇四四號で照會の陸軍軍人軍屬關係死亡報告に
ついては、異存はないから、關係官署への通知は、貴廳においてよろし
く御取り計の願いたい。

0748

部長

〽

根第六二號

流通秩序確立對策要綱に關連しての注意

復員官署一般

昭和二十二年八月二十日

復員廳總裁官房長

先般閣議決定された流通秩序確立對策要綱は、その中に、政府機關の關購入及び閣價格の工事契約等を禁止し、これに關する官公吏の服務を取締の對象とする旨を規定している。

申すまでもなく、叙上の趣旨の履行については、今後とも、復員官署として十分配慮せられ度く通知する。



0749

復第六七號

復員官署一覽

労働基準法の施行について。

昭和二十二年九月三日

復員廳 總裁 官房長

御承知の通り、昭和二十二年法律第四十九號として本年四月に公布された労働基準法は九月一日よりその大部が施行せられた。而してこの法律は、同法第八條によつて一般官署にも適用せられるものであるから、官署内の職務等についても同法に合致するように注意せられ度い。なお、特に必要なる件は左の通りであるから念のため通知する。

一 官署職務時間には不意に附する規定がないが、本法施行後は職務開始後六時間を経過した時は少くとも四十五分以上の休憩を與えなければならない。

(法第三十四條第一項)

0750

二 一 齊休憩の原則については、例外を認める（則第二十六條）ので、個別に所定の休憩を與えれば良い。

三 八時間以上労働させる場合及び休日出勤を命ずる場合には割増賃金（二割五分以上）を支拂わねばならない。

四 割増賃金は月俸者の場合には月俸額を所定労働日数で除することになるので、目下細部については財務當局にて研究中であるから追て通知される。

五 官職執務時間及休暇に關する法令に依れば、一年二十日の休暇は恩惠的に與える事になつてゐるか、本法施行後は一年六労働日を基本として、割増制の年次有給休暇と義務として與えなければならぬ。

六 業務上負傷、疾病に罹つた場合の療養補償、休業補償其の他災害補償については目下大蔵省給與局で立案中の國家公務員災害補償法案の成立を俟つて、之に代行させることとし、右法案の成立迄は労働基準法と各種共済會、恩給法の双方を適用することとする。

0751

二

部長

部員

復第七一號

「官公著窓口事務の改善安納」中一部修正の件

復員官署一般及び世話課

昭和二十二年九月九日

復員廳總裁官房長

第一
第二

八月二十六日附復第六三號別紙の一部を左の如く修正する。

第二の「の」()親切の4中「凡て公表する。」を「努めて公表する。」

に

務班

二 同5中「名札」を「番號札又は名札」に

三 同日迅速の4中「原則として」を「努めて」に

四 同係員の4中「應じ得る増員調節の方法」を「應じ得るような

態勢」に、「常時組織的に整えて」を「豫め定めて」に

五 同5中「及考課方法」を削る。

六 施設の1中「必ず」を「能う限り」に

0752

0751